

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	昭島市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.akishima.lg.jp/s004/020/050/010/20161226132125.html

執行機関名 昭島市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭島市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年昭島市条例第30号)による乳幼児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)別表1の第3の項 昭島市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年昭島市条例第30号)による乳幼児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法第1条及び第3条第1項	昭島市乳幼児の医療費の助成に関する条例第1条並びに第2条第1項及び第2項
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。	第1条 この条例は、乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上及び健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。 第2条 この条例において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「乳幼児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2)父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者
⑦独自利用事務の関連規範		昭島市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年昭島市条例第30号) 昭島市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成5年規則第38号)